

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年11月1日）及び資格取得日（昭和31年4月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から31年4月1日まで

私は、昭和30年10月1日から43年7月1日までA社に本坑員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険に加入していない期間となっているので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和30年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に被保険者資格を喪失後、31年4月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、30年11月から31年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社から提出された従業員名簿及び申立期間当時の複数の事務担当者の記憶により、申立人が申立期間を含むその前後の期間において、担当業務及び勤務形態に変更は無くA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の事務担当者の中の一人は、申立人は正社員である本坑員であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思われるとしている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の標準

報酬月額記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年11月から31年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月27日から同年8月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社して以来、平成14年3月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年7月27日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月及び同年8月

私は郵送された納付書をA市役所に持参し、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金異動報告書によれば、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格は、A市から提出された国民年金異動報告書を平成13年3月23日に受け付けた社会保険事務所が、同年4月2日付けでオンライン入力処理し、7年7月にさかのぼって新規取得したものと認められることから、このころ加入手続が行われたと考えられ、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かでないことに加え、申立人が、申立期間において国民年金に加入し、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日に A 農業共済組合に採用され、当時の組合長から正職員として採用した旨の話があったと記憶しているが、農林漁業団体職員共済組合の加入記録が 48 年 4 月 1 日からしか無いのはおかしい。平成 20 年分の退職所得の源泉徴収票にも、就職年月日が昭和 47 年 4 月 1 日と記載されているので、申立期間について、組合員であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 農業共済組合の業務継承団体である B 農業共済組合が保管する職員台帳により、申立人は、申立期間において A 農業共済組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、農林漁業団体職員共済組合が保管する申立人に係る組合員資格新規取得届によれば、申立人は昭和 48 年 4 月 1 日に農林漁業団体職員共済組合員資格を取得しており、その事務処理に不自然さはみられない上、当時の A 農業共済組合の事務担当者及びその上司は、「必ずしも、採用日に農林漁業団体職員共済組合員資格を取得させる取扱いは行っていなかった。また、同共済組合員資格を取得させる前の期間に、給与から掛金を控除するようなことは無かった。」と述べている。

また、B 農業共済組合では、前述の職員台帳を見ると、統合前の農業共済組合によっては、申立期間当時、採用日に農林漁業団体職員共済組合員資格を取得させる取扱いを行っていなかった者もみられるとしている。

さらに、複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の農林漁業団体職員共済組合の加入について確認できる関連資料及び回答を得ることはでき

なかった。

このほか、申立人の申立期間に係る掛金の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 525 (事案 1 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 10 日から 48 年 1 月 20 日まで
私が A 社 (現在は、B 社 C 工場) が発行した勤務証明書には、昭和 45 年 9 月 10 日から 48 年 1 月 20 日までと記載されているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間が 10 か月しかないのはおかしい。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人には、申立期間において、他の事業所に係る厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できること、ii) A 社が発行した勤務証明書は、同社に 1 年以上勤務した者に支給される退職金の支給状況を記載した同社保管の退職金支給名簿を基に作成されているところ、当該名簿には生年月日の記載が無い上、当該証明書に記載された勤務期間は、社会保険庁のオンライン記録によれば、同社に勤務していた申立人と同姓同名の者の厚生年金保険被保険者期間とおおむね一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 19 年 11 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、今回の申立てに当たり、申立人は、A 社が新たに発行した申立人の生年月日の記載がある勤務証明書を提出しているところ、同社では、「申立人の要望により、以前発行した勤務証明書に申立人から聴取した生年月日を記載したにすぎず、退職金支給名簿に記載のある『D 氏』が申立人であることを証明したものではない。」としている。

さらに、今回、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間とほぼ同時期の昭和 45 年 12 月 1 日から 48 年 2 月 10 日までの期間に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し

ていることが確認できる申立人の元妻に照会したところ、「A社において元夫と同時に勤務したことは無い。」との回答があった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。